

地域集会施設の活用に関する実施計画(案)について

実施計画のスケジュール(予定)

○令和元年8月中旬

実施計画の策定



○令和元年第3回定例旭川市議会

各施設の条例改正案の議案審議



○令和2年4月から

第1段階の取組実施



○令和5年定例旭川市議会

各施設の条例改正案の議案審議



○令和6年4月から

第2段階の取組実施

第1段階に向けた主な取組

- 住民センター，地区センター，地域活動センターの開館時間の見直し
午前9時から午後10時まで ⇒ 午前9時から午後9時まで
 - 年末年始の休館日の見直し
各施設で異なっている ⇒ 12月30日から1月4日まで
 - 利用者負担額の改定
→部屋の広さに応じた共通使用料の導入(改定料金の上限は，改定前の1.5倍)
 - 市民委員会，町内会，地域自治団体を対象とする減免の見直しの検討
 - 公民館における飲食の扱いの緩和を検討
- ※施設類型(設置目的)と施設名称，事業は，変更なし。

第1段階

令和2年度
(2020年度)
から取組実施

第2段階に向けた主な取組

- 午後9時又は午後10時まで開館する施設や祝日開館の施設の指定を検討
- 第1段階の運用状況を踏まえ，時間帯区分の見直しを検討
- 利用者負担額の改定
(2回目の利用者負担額の改定。一部の貸室については，さらに4年後に改定。)
- 社会教育団体，社会福祉団体，農業団体，生涯学習活動団体について，減免等に関する審査認定基準を作成し，順次，対象団体の登録等を実施
→減免等の対象団体は，いずれの地域集会施設を利用しても，減免等の適用となる運用を検討
- 社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを検討
→施設類型(設置目的)と施設名称の見直しを検討
→営利を目的とした利用を緩和する等，禁止事項の見直しを検討
- 全ての地域集会施設において，地域活動センターと公民館が行う事業の実施を検討

第2段階

令和6年度
(2024年度)
から取組実施

～将来像～

全ての地域集会施設において，地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて，多様な利用目的に対応できる環境の整備

公民館の位置付け

○旭川市公民館条例

第1条(設置)

本市は、社会教育法(昭和24年法律第207号)に基く公民館を設置する。

○社会教育法

第20条(目的)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第22条(公民館の事業)

公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第23条(公民館の運営方針)

公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。